

令和元年度第1回 田辺市障害者施策推進協議会 会議録

1. 開催日時 令和元年11月26日 火曜日 午後7時30分～午後9時10分

2. 開催場所 田辺市民総合センター 1階 機能訓練室

3. 出席委員 委員27名中 出席26名 欠席1名

4. 事務局 障害福祉室 馬場崎室長、山崎主任、梶垣事務員

5. 内 容

(1) 開 会

(2) 挨拶 保健福祉部 虎伏部長

(3) 会長選出

(4) 議 題

①平成30年度における障害者施策の実施状況について

・障害者計画の実施状況について

・障害福祉計画の実施状況について

②田辺市手話言語条例について

③その他

6. 議題に対する質疑応答

議題(1) 平成30年度における障害者施策の実施状況について

●A委員

聴覚障害者緊急用ファクシミリの登録者数が11名と少ないのはなぜですか。

○事務局

申請に基づく登録でございますので11名となっております。実際に、利用を希望したい方がいらっしゃいましたらお声かけいただきたいと思います。

●B委員

この資料の中にはないのですが、やすらぎ対策課の窓口ヘルプマークのチラシが置いているんですが、このヘルプマークを誤解している方も多いと耳にしました。このチラシを観たら、障害とかではなくて、困っている方を助ける等、いろんな人が持つことによって、周りの方が気が付くと言うようなものであると思っておりますが、田辺市として、もう少しわかりやすい啓発をしてはどうかと思います。

○事務局

ヘルプマークは、和歌山県の事業なのですが、みなさんに広く周知するために、広報田辺11月号にもヘルプマークの記事を掲載しました。周知の方法について、ご意見等いただければ対応していきたいと考えています。

●C委員

避難行動要支援者名簿につきまして、実際、使われていないのではないかとと思うが、

使われるような体制にあるのでしょうか。津波が来るような大きな地震が揺った場合には、まず、一時避難場所への避難となっているのですが、そういう基本的なことが認識されているかどうか。最初に、福祉避難所への避難すれば命取りになる。津波が治まってから福祉避難所へ避難するべきだと思います。

○事務局

一つ目の避難行動要支援者名簿につきましては、自治会等にお渡ししているのですが、どのように利用されているかにつきまして、こちらで把握しておりません。

二つ目の避難所の件につきましては、自治会等で防災訓練を実施しております。防災訓練に参加されている方については、まず、一時避難場所への避難が周知徹底されていると思います。

●会長

避難行動要支援者名簿の提供自治会数 205 とあるが、総数はいくつあるか。

○事務局

田辺市自治会連合会に加入している自治会は 215 です。

○虎伏委員

津波の場合、一時避難所へ行く話がございましたが、津波と台風と洪水では、全く違う状況となります。まず、津波の場合は、より高いところへ逃げてください、それから避難所へ行っていただくと言うのが、基本でございます。それから、今、ご質問のありました提供自治会数 215 分の 205 の残りの 10 の自治会につきましては、調査をした結果、避難行動要支援者名簿に登載する方がいないのため 205 となっております。

●会長

要支援者名簿につきまして、町内会によっては、個人情報の取り扱いの問題で、受け取りたくないと言う声があるのも事実です。それと、逃げる場所は、その時によって違いますし、その避難所における医療状況によっては、そこへ行かないほうがかえって良い場合もあります。例えば、呼吸器関係のボンベがないとか、ペースメーカーを装着している人は、携帯電話の電磁波の問題があったりしますので、必ずしも避難所へ避難するという事ではないということも把握しておかないといけないと思います。

●D委員

この資料の中で、平成 30 年度の決算額がゼロの項目もいくつかあると思うんですが、これは、事業はやっているけれども、予算は付いていないと言う見方でいいのでしょうか。それとも、項目としてあるが事業としてはなかったということでしょうか。

○事務局

決算額が記入されている項目は、例えば啓発物品や委託料、材料費など、事業に要した費用を明確に示すことが出来る場合になります。特段の費用が発生しない場合、主には職員の人件費だけでできた事業ということでご理解いただければと思います。

決算額が入っていても事業の実績としては計上できる内容です。

●B委員

福祉避難所の施設について、わかる範囲で教えていただきたい。

○事務局

養護老人ホーム、1 法人、1 施設につきましては、たきないにあるたきの里です。残

りの3法人、5施設につきましては、市内の障害者支援施設の入所施設すべてです。のぞみ園、第二のぞみ園、大塔あすなる会の木守の郷、平瀬の郷、そして、中辺路白百合学園です。

●E委員

旧優生保護法の救済に関わる所というのは、今後、ここには載ってこないのか。市町村に対して。どのような対応が求められるのかということはあるか。

○事務局

旧優生保護法の件につきまして、国・県からの通知は田辺市に届いているのですが、こうした対応をお願いしたいとかはございませんでした。以前、障害福祉室へ問い合わせの電話が1件あり、県の担当課へ電話させていただいたのですが、この件については、県へ直接、問い合わせただければ対応いたしますとのことでした。

●F委員

障害者相談支援事業の中で、平成24年4月から基幹相談支援センターとして位置づけとあるんですが、平成29年度の計画で、地域生活支援事業の基幹相談支援センターの設置が無となっているんですが、どう解釈すればよろしいでしょうか。

○事務局

計画の中では、位置付けをしていなかったということで、実際には設置しておりました。

●会長

田辺市は、制度に障害のある方を当てはめるのではなしに、どちらかという、その人を支援するために何が必要かということによって支援をしていくと言う市政を伝統的に持っておられます。このことはある意味では、他の自治体の計画と比べて、誇りを持てる部分であると思っています。

●会長

成年後見制度利用支援事業について、メリット・デメリットを出来るだけ明確にしてほしい。弁護士後見をやっている場合、全てとは言いませんが、金の切れ目が縁の切れ目という場合が多い。田辺市ではそういうことはないですが、他市町の施設では、施設に入所するときに、成年後見制度で弁護士後見をつけなくてはいけない施設もあります。それで言うと、年間30万円～40万円の費用がかかることから、わずか5～6年でお金がなくなります。途中で、後見人を選定するとやめられません。それから、弁護士本人が、病気になったり認知症等になったら弁護士を変更できない。とにかく後見人を選定する場合には、非常に慎重に考えてほしい

○事務局

現在、3名の方の後見人の謝礼をお支払いしています。実際には、生活が困窮していて、様々な申立てにかかる手数料等が払えない状況であることから、本人から申請をいただき、口座とかをお知らせいただき、事業を行っています。件数は横ばいなんです。今後、様々な要件を精査させていただきながら、慎重に取り組んで行きたいと思えます。

●会長

施設に入所している場合は、施設で金銭管理をしていただければ、成年後見制度は必

要ないのではないかと思うんです。弁護士が来て。本人に会わず、金銭管理の出納帳を持って帰って、年間 30 万円の費用がいるというのがほとんどです。

議題(2) 田辺市手話言語条例について

●E委員

この条例の中の事業者と言うのは、どこまで含まれるのか、どういうふうに理解をすればよいか。

○事務局

すべての事業者になろうかと思います。

●会長

この条例のガイドラインもないですし、付帯決議もついていませんので、誰に対しての問題かというのが漠然としていることから、今後、見直していく必要があるのではないかと考えています。また、命の危険がある医療現場において、意思疎通が出来なかった時の問題もありますので、もっと整理していただきたいなと思います。

議題(3) その他

●会長

今年の台風 15 号、19 号で、全国で洪水等の被災があったわけですが、田辺市で福祉避難施設になっている建物にも、土砂災害危険地域内であるという場所もあります。もし、ここが全滅した場合に、それに代わる避難所がどこにあるのか。例えば、施設全部が倒壊もしくは水没等になったときに、そこに入所している利用者は、いったいどこへ行くのかという問題。先日の台風 15 号で、埼玉県川越市にある障害者施設のけやきの郷が水没して、テレビカメラが入れないぐらいひどい状態であったんですが、その入所者が 4 回ぐらい施設を替わっている。今は、老人ホームを閉鎖したところがあって、そこを年内は借りられることになっているんですが、障害のある方々は変化に弱いところへもってきて、そういう環境に慣れにくいというところがあるので、4 回も施設を替わると非常に困った問題が出てくる。こうした問題も、今後考えていかなければいけないし、外国では常設の避難施設ができていっているわけなんです。日本では、そこまでできるとは思っていませんが、そういったことも踏まえて今後検討していく必要があります。それと、もう一点、この前、防災士の講習を受講してきたのですが、障害のある方々、もしくは当事者及び支援者等で防災士の資格を持っている人は結構少ないんです。避難所を運営するときに、障害のある人、関係団体の方々等が、避難所運営に関わってくることによって、より障害のある方達が避難所における生活をより安心できるようにしていきたいので、こういったことも、今後、みなさんに周知して、防災士の資格を取って行きたいと思うんです。計画の中にこうしたことも入れてもらえたらと思います。

●G委員

手話言語条例第 5 条の（事業者の役割）の中に、「手話を必要とする人を雇用するときは、手話の使用に配慮するよう努めるものとする。」とあります。福祉施設であれば、そういう勉強をしている人もいるでしょうが、この事業者が会社全般を含むのであれば、恐らく非常に難しいのではないかと思います。

○事務局

条例では、努めるものとするところから、努力義務となっているんですが、来年の4月からの施行ということで、できるだけ協力いただけたらと思います。

●H委員

今年度、和歌山県が自殺のワースト1になっているんです。資料の中にもあるように、自殺予防週間や自殺対策強化月間で対策を行っているんですが、現段階で、来年度に向けた施策は進んでいるのでしょうか。

○事務局

今年度、田辺市自殺対策計画を策定中でございます。計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間です。来月、庁内での会議を開催するんですが、今年度中に策定する予定です。

●会長

みなさんご存じないかと思うんですが、特別支援教育の中で、今、和歌山県が取り組んでいる「つなぎ愛シート」というのがあるんですが、はまゆう支援学校の稲田先生に説明いただけたらと思います。

●稲田委員

「つなぎ愛シート」は、平成28年度から和歌山県教育委員会が音頭をとって、つくられた計画でございます。全国的には、個別の教育支援計画と言われておまして、資料の「特別支援教育の充実」というところに、「個別の指導計画を作成し、…」とあるんですが、個別の指導計画とよく似ているんですが、個別の教育支援計画と言うのがあります。これは、生涯を通じて就学前から卒業後までを含めて、長いスパンで一人ひとりの子ども達に、どんな支援をしていくかと言うことを、継続的につなぎ合うという意味でつくられている計画です。つなぐと言うときに、縦のつなぎと横のつなぎがあるとよく言われますが、縦のつなぎ、つまり就学前の施設であるとか教育・療育機関から小学校、あるいは特別支援学校の小学部・中学部・高等部につないでいく。それと同時に、横のつなぎですが、関係機関が互いに一人の子どもの支援について、連携をとっていく。こうしたことが1枚のシートに、簡潔に書かれたものなんです。そういうことを通して、特別支援学校で学ぶ児童・生徒について、縦からも横からもそういう支援を計画的にやっっていくという流れになっています。現在では、特殊学級の子ども達につきましても、あるいは必要に応じて、通常の学級における子ども達に対しても、例えば、中学校から高校へ進学するときに、本人及び保護者の了解のもと、高校に対してつなぎ愛シートを渡していく。よく学校の中のブラックボックスというふうに言われることもありますが、そうではなくて、もっと目に見える形でやっていきたいと思いますということで取り組んでいるところです。本校でも一人ひとりの計画を、担任の先生方が立てて、保護者の方と話し合っ、計画を策定し、評価していくという活動を進めているところです。まだまだ、不十分なところはあるかもしれませんが、そういった形で、子ども達も縦からも横からも見守られているというふうな姿を実現しようと努力しているところです。

●会長

保育所・幼稚園から特別支援学校へ入るような場合、事前の段階で、入学前にその学校の校長先生は、保育所・幼稚園に見に行かなくてはならないとなっていますので、

そこまでのつなぎ合いはなっています。ただ、これは、今後、卒業後の問題につきまして、こういうことも期待されるかと思imasので、こういった制度もあるということ、みなさんご理解いただいて、今後の支援の中に入れていただければと思います。

●愛瀬委員

聴覚障害者協会副会長の愛瀬です。聴覚の代表として申し上げます。

田辺市手話言語条例について、今年9月27日に成立しました。和歌山県内では10番目ぐらいになりますが、成立したことを、聴覚の皆さんは喜んでます。そして、これからも手話を広めていくということ、健常者の方におかれても、手話をできるだけご支援いただけますようよろしくお願い申し上げます。